

第2章

第2章 対策本部

第2章 対策本部 1 県対策本部

伝染性の強い家畜伝染病である口蹄疫の及ぼす影響が広範囲にわたるため、国、県、市町村、関係団体、生産者、獣医師及び関係業者の連携の下、総合的に防疫を推進していくことが必要であることから、家畜伝染病予防法に基づく防疫措置を迅速かつ的確に実施し、蔓延防止と早期撲滅を図るために、宮崎県口蹄疫防疫対策本部を設置した。

1 県対策本部の体制、会議の開催等

(1) 初期対応

4月20日早朝、農林水産省から口蹄疫が疑われる検体がPCR検査（遺伝子検査）により陽性との報告を受けたため、宮崎県口蹄疫防疫マニュアル（平成15年3月作成）に基づいて、直ちに農政水産部長を本部長とする県対策本部を設置した。

県対策本部では、口蹄疫防疫活動に万全を期することを基本方針として、今後の防疫活動方針の策定・決定、情報の収受・管理の徹底、現地対策本部並びに関係機関との連絡調整、本病の周知徹底等を行うこととした。

しかしながら、今回の口蹄疫発生においては、隣国韓国での感染拡大の恐れや2例目を疑う症例の報告などにより、今後の本県経済に与える影響の甚大さを考慮して、本病の防疫、その他の対策に関して関係部局が連携して円滑に実施できるよう、当日夕方には、知事を本部長とする全序的な体制に移行した。

月 日	主 な 対 応 等	
4月20日	4:30	口蹄疫の疑似患畜を確認（1例目）
	5:30	県対策本部（本部長：農政水産部長）を設置
	9:30	知事会見（1例目の発生を公表）
	10:30	府内連絡調整会議を開催（各部局への周知）
	14:00	市町・農業関係団体との緊急対策会議を開催（情報提供）
	16:30	県対策本部を新体制に移行（本部長：知事）
	23:50	1例目発生農場での殺処分終了（疑似患畜16頭）
21日	県対策本部会議を開催（各種相談窓口の設置等）	
24日	農林水産省における農業関係団体への現状把握会議に参加	
25日	県対策本部会議を開催（一般職員の動員要請等）	
28日	県対策本部会議を開催（各部局の対応等）	

(2) 体制強化

口蹄疫の感染が広がる中、5月1日には、自衛隊に対し、国内で初めて自然災害以外での災害派遣を要請するとともに、発生地域の範囲拡大や長期化を受けて、5月18日には一般

県民に対してもイベントの自粛や消毒の徹底等をお願いする「非常事態宣言」を発表した。

また、国においても農林水産大臣を本部長とする口蹄疫対策本部を、5月17日には内閣総理大臣を本部長とする体制に移行し、本県には、農林水産副大臣を本部長とする現地対策本部が設置された。あわせて、5月19日に国内初となるワクチン接種による感染拡大防止策等の新たな防疫対策が決定された。

このため、5月20日に関係各部・各課からなる「総合支援部」を県対策本部の下に設置し、庁内の支援体制を強化することで農政水産部が防疫対策に専念できるよう体制を整備した。あわせて総合支援部の構成員は、1号館5階の災害対策本部の対策室に常駐することとした。

月 日	主 な 対 応 等
5月 1日	自衛隊に災害派遣を要請
5日	県対策本部会議を開催（まん延防止に向けた取組、課題等）
11日	発生市町長との口蹄疫防疫対策会議を開催（意見交換等）
14日	宮崎県口蹄疫被害義援金の募集開始
17日	国の現地対策本部と県対策本部との合同会議を開催（情報交換等）
18日	知事会見（非常事態宣言を発表）
20日	県対策本部に総合支援部を設置（体制強化） ----- 関係2市7町首長との意見交換（ワクチン接種への対応）
21日	関係2市8町首長との協議（ワクチン接種への対応） ----- 知事会見（ワクチン接種の受入を発表）
22日	ワクチン接種を開始
24日	関係市町長・農業関係団体の長との宮崎県口蹄疫緊急対策会議を開催（防疫対策の取組と今後の進め方等）

(3) 終息に向けて

疑似患畜の処分終了の目標を6月20日、ワクチン接種家畜の処分終了の目標を6月末に設定し、それに向けて、それぞれの現場から計画書を提出させるとともに、県対策本部に各市町担当を配置して進行管理を徹底した。

ワクチン接種家畜の処分や埋却地の確保、家畜排せつ物等の処分等口蹄疫を完全に封じ込めるまでに、更なる防疫対策の充実を図るとともに、一方では、今後の口蹄疫からの再生・復興を目指し、新たに全庁的な支援体制となる「宮崎県口蹄疫復興対策本部」を設置した。

月 日	主 な 対 応 等
6月 1日	発生市町・農業関係団体との口蹄疫防疫対策会議を開催（補償等）
4日	県対策本部会議を開催（補償、埋却地対策等） ----- 「口蹄疫対策特別措置法」の公布・施行
18日	未発生市町村との口蹄疫防疫対策会議を開催（消毒の徹底等）

28日	発生市町・農業関係団体との口蹄疫防疫対策会議を開催(家畜排せつ物処理等) ----- 県口蹄疫復興対策本部会議を開催(本部長:知事)
30日	ワクチン接種家畜の殺処分が終了
7月 1日	知事会見(非常事態宣言の一部解除を発表)
4日	最後の疑似患畜が発生(292例目)
5日	県対策本部会議を開催(移動制限等の解除、家畜排せつ物処理等)
9日	発生市町・農業関係団体との口蹄疫防疫対策会議を開催 (消毒の徹底、家畜排せつ物処理等)
14日	関係市町長・関係団体の長との宮崎県口蹄疫復興対策連絡会議を開催 (復興対策の骨子、今後のスケジュール等)
18日	ワクチン接種地域におけるすべての移動制限等の解除
27日	県対策本部と宮崎県口蹄疫復興対策本部との合同会議を開催 (状況と今後の取組等) ----- 県内最後の移動制限等の解除(宮崎市) ----- 知事会見(非常事態宣言の全面解除を発表)
8月 26日	対象農場における家畜排せつ物等の処理が終了
27日	知事会見(口蹄疫終息宣言を発表)

2 要望活動等

口蹄疫の感染が広がる中で、まん延防止対策の強化や県内経済の回復に向けて、国との一層の連携が必要となった。また、農業団体等からまん延防止への対策や経済活動に対する支援策等を求める多くの要望が県に寄せられた。このため、県対策本部においては、政府要人等が本県を訪れた機会等を捉え、知事等から、積極的に働きかけを行った。

月日	対応者	主な要望等	備考
4月 27日 (上京)	民主党筆頭副幹事長 農林水産大臣 自民党総裁	・感染経路の解明と抜本的な予防策の構築 ・防疫対策の徹底に当たっての十分かつ柔軟な予算額の確保 等	県議会議長 JA中央会会長
29日	農林水産副大臣	同上	
5月 7日	民主党幹事長	・感染拡大の原因究明及び終息のための対策、防疫要員の確保 ・埋却地確保への全面的な支援 等	
10日	農林水産大臣 公明党農林水産部会	同上	県議会議長
12日 (上京)	総務大臣	・損失補償や生活保障などに対する具体的な支援措置における財政負担への配慮(全額特別交付税措置) ・支援措置に対する十分な予算の確保についての各省庁への働きかけ	県議会議長

13日 (上京)	民主党食の安全研究議連	・感染拡大の原因究明及び終息のための対策、防疫要員の確保 ・埋却地確保への全面的な支援 等	県議会議長
16日	内閣府特命担当大臣 内閣官房長官	同上	県議会議長
30日	農林水産大臣	・ワクチン接種後の損失補償や早期出荷における価格補償など「新たな防疫対策」に伴う費用の全額国負担 ・地方公共団体に生じる負担に対する特別地方交付税の全額充当 等	県議会議長 JA中央会会長
6月 1日	内閣総理大臣	・畜産業の再建に対する継続的な支援 ・県内畜産業・関連産業全般の再建に向けた継続的な支援	県議会議長 JA中央会会長
6日	農林水産副大臣	・口蹄疫対策に要する費用は、その全額を国費で措置すること ・地域産業を早期に復興させるための十分な対策を講じること	県議会議長
12日	内閣総理大臣	・防疫対策、感染ルートの解明等に対する一層の支援を行うこと ・口蹄疫対策に要する費用は、その全額を国費で措置すること 等	県議会議長 関係市町長 JA中央会会長
17日	防衛大臣	・自衛隊派遣について 等	関係市町長
23日	農林水産大臣	・本県負担に対する特別地方交付税の確実な交付 ・復興対策への国の全面的な支援	県議会議長 関係市町長
7月 16日	農林水産副大臣 (口蹄疫現地対策本部長)	・本県畜産再生を図るための畜産農家及び関連事業者への支援 ・地域の再生・復興に対する財政支援（基金の設置）等	
26日	社民党現地調査団 公明党農林水産部会	同上	
8月 6日 (上京)	農林水産大臣	同上	
16日 (上京)	内閣総理大臣	同上	
(副知事対応)	共産党調査団	同上	
17日 (副知事対応)	民主党農林水産部門会議	同上	
27日	民主党幹事長	同上	

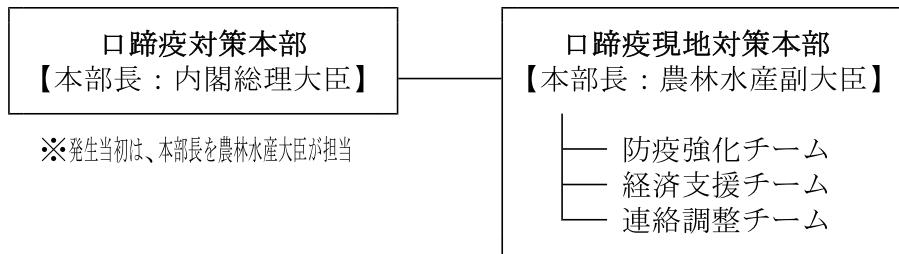
主な課題と対応

県対策本部の各班間の連携、関係団体等との連携を十分に図ることのできる体制、仕組みが必要である。

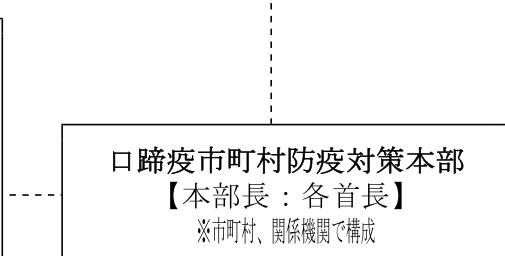
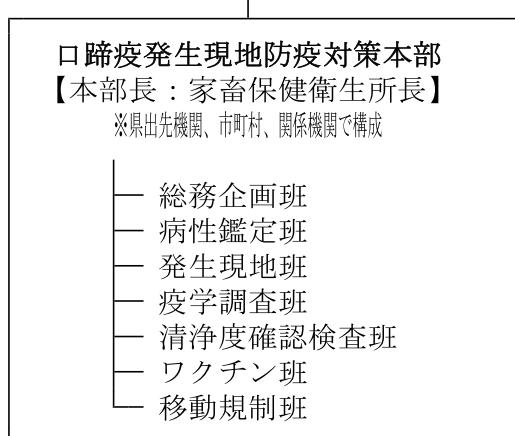
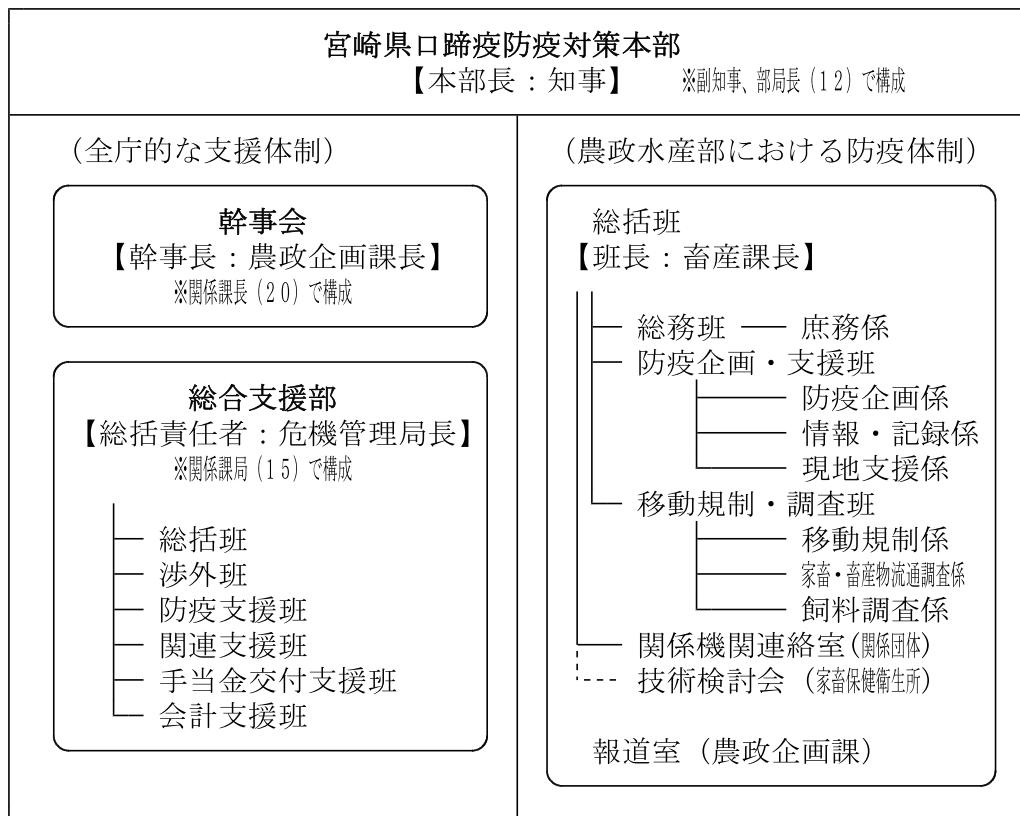
→ 県防疫マニュアルにおいて、県対策本部の各班は同一フロアで業務を行うとともに、関係団体等からも参加してもらい連絡調整を行うこととした。

■ 口蹄疫防疫対策本部系統図

〈国〉



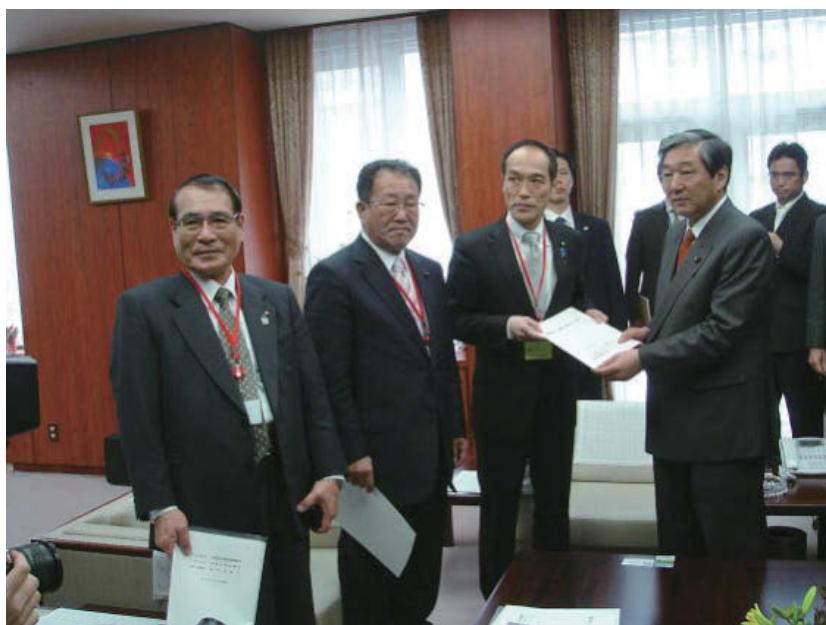
〈県〉



■ 県対策本部会議の様子



■ 要望活動の様子



第2章 対策本部 2 県現地対策本部

県対策本部と連携して、口蹄疫のまん延防止と早期撲滅を図るため、口蹄疫の発生地域に現地対策本部を設置した。

1 経緯

当初、宮崎家畜保健衛生所に設置した現地対策本部を拠点に都農町、川南町の発生農家に資材の供給、家畜防疫員等の派遣を行っていた。

しかしながら、続発による防疫体制の強化に向けて、県職員や県外獣医師等の受入、埋却地の選定等、川南町役場との緊密な連絡調整が必要となったことから、4月24日に川南町役場に川南現地対策本部を設置した。

さらに、5月1日からの自衛隊派遣を機に、資材の供給等現地機能の強化が必要になったことから、宮崎家畜保健衛生所に総務、病性鑑定部門を残し、現地防疫の指揮・命令系統、資材供給部門を川南町役場に移した。

5月15日に高鍋町で、16日に新富町で、21日に西都市で確認されるなど、口蹄疫の発生が南下し始めたことから、これまでの川南現地対策本部に加え、西都市、新富町、高鍋町、木城町の防疫対応のため、5月22日に新富町役場に新富現地対策本部を設置した。

2 役割

(1) 前日

- ① 埋却地の確保、試掘・本掘の把握
- ② 先遣隊の派遣：事前調査表の作成
- ③ 翌日の農場作業計画策定：農場、動員数配分（殺処分、埋却、清掃、消毒）
- ④ 資材準備：車輛（トラック）、重機（フォークリフト等）、農場目隠し（工事）、夜間照明、炭酸ガス、テント、簡易トイレ、動力噴霧機・防護服等資機材、農場・埋却地経路地図作成（動員バス、資機材搬送、処分家畜運送用）
- ⑤ 動員バス、弁当手配
- ⑥ 自衛隊現地本部、役場現地本部作業計画（実績）打ち合わせ
- ⑦ 殺処分予定農家連絡

(2) 当日

- ① 家畜防疫員等打ち合わせ
- ② 動員バス受入、防疫の概要説明、防護服着用後農場に配達
- ③ 資材配達
- ④ 弁当・飲み物等配達
- ⑤ 農場進捗・実績確認・必要に応じて終了農場から人員等配置転換
- ⑥ 事故等トラブル対応：傷病者、不足資材手配
- ⑦ 作業終了確認、バス手配

3 体制

(1) 川南現地対策本部

現地対策本部は、当初、川南町役場本館二階の小会議室に設置したが手狭だったため、別館三階に移転して、同じフロアに国、県、町の対策本部が並列する形になった。

自衛隊は、現地対策本部を役場本館の三階に設置し、隊員は体育館に宿営した。

動員者の受入については、隣接する町の体育館の玄関ロビーと控室、公民館を利用し、資材の供給については、川南町役場の車庫に併設された川南町自衛防疫推進協議会の事務室を控室にして、車庫及び武道館に資材を保管した。

自衛隊及び町の対策本部とは、毎日夕方に、それぞれに打合せを実施し、国の対策本部とは、隨時、意見交換を行った。

(2) 新富現地対策本部

現地対策本部は、新富町役場庁舎の2階の一室に設置した。

動員者の受入については、隣接する町の中央公民館を利用し、資材については、新富町役場の車庫に保管した。

町対策本部とは、毎日朝・夕に打合せを実施した。

西都市及び木城町には、駐在職員を配置し、役場と現地対策本部との調整に当たったが、高鍋町については、役場まで近いことから、現地対策本部から担当者が必要に応じて出向いて調整を行った。

J A宮崎県経済連から2名の職員が常駐し、経済連との連絡調整や動員者の受入、資材の配達などを担当し、J A児湯の職員も常駐し、重機の手配や農場への資材の配達などを担当した。

国からも2名の職員が現地対策本部に常駐し、県外動員者及び国からの動員者の受入やけがの対応などを担当した。

主な課題と対応

西臼杵支庁・農林振興局と家畜保健衛生所の専門性や機能が十二分に発揮できる組織体制とすることが必要である。

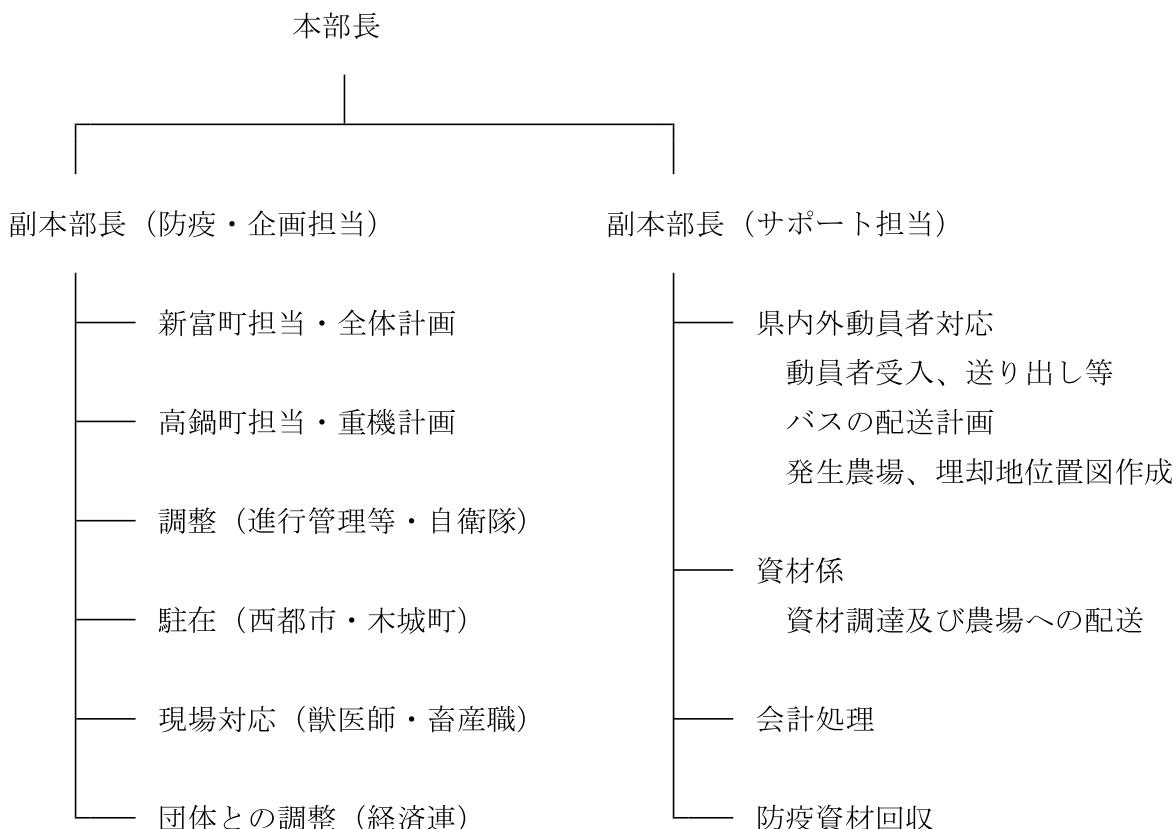
→ 県防疫マニュアルにおいて、現地対策本部は西臼杵支庁・農林振興局に設置し、家畜保健衛生所は専門的業務に専念できる体制とした。

■ 現地対策本部の体制

○ 川南現地対策本部

本部長	総括
副本部長	進行管理
調整班	市町村、自衛隊等との連絡調整
防疫企画	防疫措置の企画、国・県対策本部との連絡調整 農場事前調査
サポート班	人員配置計画・実績とりまとめ 動員者の送迎、配車 弁当、飲み物等の配達 傷病者の救護
資材班	資材の発注、配送 車両、テント設営、重機等リース機材、炭酸ガス手配
埋却調整班	埋却地の確保、周辺住民調整
埋却班	埋却地の掘削

○ 新富現地対策本部



■ 川南現地対策本部の様子



第2章 対策本部 3 国現地対策本部

口蹄疫が広範な地域に拡大するおそれがある状況を踏まえ、5月17日に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする口蹄疫対策本部が設置されるとともに、本県に農林水産副大臣を本部長とする現地対策本部が設置された。

なお、国の現地対策本部が設置されるまでは、農林水産省、九州農政局の職員が県対策本部に常駐した。

1 現地対策本部が設置されるまで

口蹄疫の発生から国の現地対策本部が設置されるまでは、九州農政局部長（4月28日～）、農林水産省課長補佐（5月12日～）をはじめとする農林水産省職員4～5名が、県対策本部に常駐し、連携して対応に当たった。

2 現地対策本部の設置

5月17日に、農林水産副大臣を本部長とする現地対策本部が設置され、3チーム（防疫強化、経済支援、連絡調整）体制で、県と連絡調整を図りながら、対策に当たることになった。

県対策本部とは、毎日定例会議を開催し、情報の共有化を図った。

当初は21名の体制であったが、その後、体制の強化が図られ、6月には約40名規模となつた。

チーム	メンバー	役割
防疫強化	農林水産省、防衛省、警察庁、国土交通省、総務省、厚生労働省	消毒ポイントの強化、増設 一般車両、生活道路等のポイントの設置強化 埋却促進
経済支援	農林水産省、総務省、財務省、経済産業省	農家への手当金の支払い 特別交付税の支払い 中小企業・農家経営支援・金融
連絡調整	農林水産省、内閣府	国、官邸との連絡等 広報 消費者対策